

青森県報

第二千三百六号

平成十六年
三月二十六日
(金曜日)

目次

告 示

結核予防法による医療機関の指定	……………	(健康医療課)	…
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退	……………	(同)	…
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正	……………	(改 善 課)	…
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	……………	(同)	…
家畜伝染病の発生	……………	(畜 産 課)	…
保安林の指定解除予定	……………	(林 政 課)	…
保安林の指定解除	……………	(同)	…
都市計画事業計画の変更認可	……………	(都市計画課)	…
公 告	……………		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	……………	(文化・スポーツ振興課)	…
貸金業者の登録の取消し	……………	(商工政策課)	…
右	……………	(同)	…
公安委員会	……………		
型式の検定適合遊技機	……………	(生活安全課)	…

告 示

示

青森県告示第二百一十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
柳谷泌尿器科皮ふ科クリニック	むつ市中央二丁目五の五	平成一六・三・一五

青森県告示第二百一十二号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しあわせ調剤薬局 尾上店	南津軽郡尾上町大字高木字原富一〇の一	平成一六・三・一

青森県告示第二百一十三号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表泊区域の項を次のように改める。

泊区域 泊漁業協同組合の地区	1 総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行ういかつり漁業 2 総トン数五十トン以上十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 3 総トン数五十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としていかつり漁業 4 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として刺網漁業 5 小型定置漁業 6 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、2から5に掲げる漁業以外の漁業
-------------------	---

横浜町区域 横浜町漁業協同組合の地区	1 小型定置漁業 2 底建網漁業 3 ほたてけた網漁業
-----------------------	-----------------------------------

三の表泊区域の項及び横浜町区域の項を削る。

青森県告示第二百十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称） 東津軽郡今別町大字大泊字大村元六四	区域 今別町東部第	区分 総トン数十ト
-------------------------------------	--------------	--------------

東津軽郡今別町大字大泊字大村元六三 本田 鶴夫	木村 秀樹 二区域	ン未満の漁船により行う漁業
----------------------------	--------------	---------------

青森県告示第二百五十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類 ヨ一ネ病	家畜の種類 牛	患者、疑似患者の別 患畜	頭数 一	発生場所又は区域 下北郡東通村	発生日 平成十六年三月二十六日
------------------	------------	-----------------	---------	--------------------	--------------------

青森県告示第二百十六号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 解除予定保安林の所在場所
西津軽郡鰺ヶ沢町大字湯舟町字若山一九五の二四七
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 保安林を解除しようとする理由
指定理由の消滅

青森県告示第二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、

次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

上北郡六ヶ所村大字平沼字道ノ下五八の三五

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 保安林解除の理由

用水路用地とするため

青森県告示第二百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、十和田都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十六年三月十八日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

十和田市

二 都市計画事業の種類

十和田都市計画下水道事業（十和田市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和四十八年十月二十九日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年七月二十二日青森県告示第三百五十三号）の事業地に変更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十四年七月二十二日青森県告示第三百五十三号）の事業地に変更なし

三号）の事業地に十和田市東十六番町、大字三本木字上平、宇佐井幅、字里ノ沢及び大字赤沼字沼袋を加え、元町東三丁目、元町東五丁目、ひがしの一丁目、東十三番町、東二十二番町、東二十三番町、大字三本木字西金崎、字本金崎、大字赤沼字下平、大字相坂字小林及び字白上地内において事業地を変更する。

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年三月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アニマル・サポート青森

三 代表者の氏名

三浦 弥生

四 主たる事務所の所在地

青森市

五 定款に記載された目的

この法人は、人と動物が共に楽しく幸せに暮らしていける地域社会を実現するため、動物の飼養と愛護に関する普及啓発、関係機関や個人の連携の促進、動物と共存するまちづくりの企画と実施などに関する事業を行い、もって不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三十七条第一項の

規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号 株式会社ひまわり通商

二 代表者の氏名 船水栄子

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字城南二丁目一〇の六

四 登録番号 青森県知事(ニ)第〇一四二九号

五 登録年月日 平成十四年七月五日

六 登録の取消しの年月日 平成十六年三月十九日

七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十七条第一項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第四十一条の規定により公告する。

平成十六年三月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号 株式会社ゼットプランニング

二 代表者の氏名 川村興

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字原ケ平字山元二二の四

四 登録番号 青森県知事(ニ)第〇一六一八号

五 登録年月日 平成十四年十一月二十六日

六 登録の取消しの年月日 平成十六年三月十九日

七 適用条文 貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百一十二号)第二十條第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六條の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九條第一項の規定により告示する。

平成十六年三月二十六日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
はちんこ遊技機	CRリンダのどうにもとまらな いHN	サミー株式会社
"	CRリンダのどうにもとまらな いFN	"
"	CR松居直美C	株式会社藤商事
"	CR松居直美S	"
"	CRディーアルエムFN	株式会社大一商会
"	CRディーアルエムHTL	"
"	CRディーアルエムHN2	"
"	ディーアルエムEX	"
"	CRファイバーアクアラインN	株式会社三共
"	CRビーバップMV	株式会社サンセイアール アンドデイ
"	CR海へいこう2FJ	マルホン工業株式会社

〃	回胴式遊技機	〃
ガッツダモリノイシマツ	ジュエルパニック	海へいこう2G
株式会社エレコ	岡崎産業株式会社	〃

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭